

## 施設の使用に関する決まり

東京都立総合工科高等学校

都立学校開放事業運営委員長

- 1 指定の門から責任者と一緒に団体単位で出入りしてください。開放時間途中における個人単位の出入りの際は必ず管理指導員に報告し、承認を得てください。
- 2 学校施設使用当日、団体責任者は使用票（領収証書）、使用承認書及び使用団体登録証を管理指導員に提示し、確認を得てください。
- 3 1回の使用時間は、準備から後始末の時間を含みます。使用時間を厳守してください。
- 4 自動車及びバイクでの来校は原則として禁止します。
- 5 自転車は、指定された場所に置いてください。
- 6 使用の前後を含め施設使用の際は、近隣にお住まいの方への御配慮をお願いします。
- 7 使用を許可された施設以外への立入りは厳禁とします。
- 8 使用中に、学校の施設・設備等を破損したときは、直ちに管理指導員に申し出て、管理指導員の指示に従ってください。
- 9 校内での営業行為及び業者の出入りは禁止します。
- 10 事前に登録した登録団体構成員以外の者は校内に立入りはできません。
- 11 各施設使用の際は、学校できめられた靴を使用してください。  
（（例）体育館：体育館用各スポーツシューズ、テニスコート：テニスシューズ等）
- 12 学校の電話を呼び出し、連絡等に使用することはできません。
- 13 使用後は、必ず清掃、整地等を行い学校教育に支障のないよう原状回復してください。
- 14 校内は、禁煙です。また、ごみ、空き缶は持ち帰ってください。
- 15 使用終了時に、使用人数、備品・施設の異常・事故の有無を管理指導員に報告してください。
- 16 その他、管理指導員の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。
- 17 以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の決める一定期間の使用を禁止します。又は、団体の登録を取り消すこともあります。